

令和5年9月6日

学校法人 北里研究所
理事長 小林 弘祐 殿

公益社団法人神奈川県薬剤師会
会長 小川 護

学校法人北里研究所北里大学病院 敷地内薬局整備運営事業に係る要望書

当会の会務運営につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年8月1日付けで貴法人が運営されている北里大学病院において、敷地内薬局整備運営事業者が公募されております。将来の薬剤師を育成する薬学部を組織内に有する機関が敷地内薬局を誘致するに至ったことに対し、非常に憂慮しております。

敷地内薬局は、国が目指す「患者本位の医薬分業の実現」「かかりつけ薬剤師・薬局の推進」のために打ち出された「患者のための薬局ビジョン」や地域包括ケアシステム、かかりつけ薬剤師の推進といった政策に逆行するものであると考えます。診療報酬・調剤報酬上でも敷地内薬局を有する医療機関および敷地内薬局に対し加算算定の制限、基本料の減額などが行われているのは、厚生労働省が敷地内薬局を適切なものではないとしていることの現れです。

敷地内薬局は他の医療機関が発行した処方箋が持ち込まれる環境にはなく、複数の医療機関に通う患者の全ての処方箋を一薬局で一元的に管理し、重複投薬や相互作用を確認するといった医薬分業の趣旨に反します。

また、申し上げるまでもなく貴法人には北里大学薬学部がございます。未来の薬剤師を育成する大学が、医薬分業の形骸化を招きかねない敷地内薬局を大学病院に誘致することに対して、これから薬剤師になろうとしている学生は何を思うのか、また、教員は学生にどのように説明するのか、そのことを考えますと私共は不安の念を禁じ得ません。

北里大学薬学部薬学科のディプロマ・ポリシーに「医療人としての高い倫理観」が求められております。医療機関と教育機関を併せ持つ貴法人におかれましては、高い倫理観を持ち、敷地内薬局整備運営事業を撤回して頂きたいようお願い申し上げます。